

# 第49回サステナビリティ基準委員（SSBJ） での審議の概要

2025年2月19日開催

2025年2月21日

第49回の審議では、SSBJ基準の公表について採決が行われ、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、出席委員全員の賛成をもって公表することが決議されました。確定基準については、委員長より3月上旬に公表したい旨の発言がありました。

## 【第49回SSBJで審議された事項】

### 審議事項

#### 1. IFRS S1号及びIFRS S2号に相当する基準の開発

##### 適正手続に関する事項

(1) 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討（審議事項A1-2）

##### 公表議決に関する事項

(2) サステナビリティ開示基準の公表議決

- ① 「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という）（審議事項A1-3）（※1）
- ② 「一般開示基準」（以下「一般基準」という）（審議事項A1-4）（※1）
- ③ 「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という）（審議事項A2-1）（※1）

##### 公表の承認に関する事項

(3) 「公表にあたって」の文書の公表の承認（審議事項A1-5）（※1）

（※1）審議事項A1-3、A1-4、A1-5、A2-1については、資料は非公開

#### 1. IFRS S1号及びIFRS S2号に相当する基準の開発

SSBJでは、2024年3月29日に公表したサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の公開草案（以下あわせて「2024年3月公開草案」という）（※2）に寄せられたコメント（コメント期限2024年7月31日）及び2024年11月29日に公表した公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」（以下「2024年11月公開草案」という）に寄せられたコメント（コメント期限2025年1月10日）への対応について、2025年3月末までに確定基準を公表することを目標に再審議を行っています。上記1の事項は、これまでの審議の結果を踏まえて、SSBJ事務局が提案を行ったものです。

（※2）2024年3月公開草案

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」

### (1) 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討（審議事項A1-2）

公益財団法人財務会計基準機構の「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」では、サステナビリティ開示基準等（※3）を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討することが定められています（※4）。

そのため、2024年3月公開草案の公表以後に修正した項目（2024年11月公開草案の内容を含む）について、公開草案を再度公表する必要性の有無が審議されました。審議にあたり事務局から、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる、との考えが示されました。

（※3）当該規則において、「サステナビリティ開示基準等」とは、「サステナビリティ開示基準及びその実務上の取扱いに関する指針」を指します。

（※4）「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」第19条第5項

#### 【審議結果】

審議の結果、公開草案を再度公表する必要性はないとする事務局の提案が支持されました。

### (2) サステナビリティ開示基準の公表議決（審議事項A1-3、A1-4、A2-1）

始めに、SSBJ事務局より、これまでの再審議の内容を踏まえたSSBJ基準（以下①②③）の文案（2025年2月6日開催の第48回SSBJ委員会で審議された文案からの変更点に変更履歴を付したもの）が示されるとともに、主な変更箇所についてそれぞれ説明されました。

① 「適用基準」の文案

② 「一般基準」の文案

③ 「気候基準」の文案

#### 【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

続いてSSBJ基準（上記①②③）の公表について、採決が行われました。

#### 【審議結果】

採決の結果、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、出席委員全員の賛成をもって公表することが決議されました。

### (3) 「公表にあたって」の文書の公表の承認（審議事項A1-5）

SSBJ事務局より、「公表にあたって」の文案（2025年2月6日開催の第48回SSBJ委員会で審議された文案からの変更点に変更履歴を付したもの）が示されるとともに、主な変更箇所について説明されました。

#### 【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

なお、審議の最後に川西委員長より、最終基準については3月上旬には公表したい旨のご発言がありました。

参 考 : [第49回サステナビリティ基準委員会の概要 | サステナビリティ基準委員会](#)

関連記事 : [第48回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第47回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第46回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

## サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

### 有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートマトリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

デロイトアジアパシフィックリミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイトアジアパシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートマトリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に關係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>